

受 理	7年陳情第1号	陳 情 者	えひめミモザの会 代表
	令和7年2月18日		
件 名	女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情		
陳 情 の 要 旨			
【陳情趣旨】 1999年、第54回国連総会において、女性差別撤廃条約の実行性を高めるため、同条約の選択議定書が採択されました。2024年9月現在、条約締約国189か国中115か国が批准しています。日本は、1985年に女性差別撤廃条約を批准して39年を迎えていますが、まだ、選択議定書を批准していません。 選択議定書には、条約に定められる権利の侵害を、個人等が国連差別撤廃委員会に通報できる個人通報制度と、信頼できる情報を得た事案等について同委員会が調査を行うことができる調査制度が規定されており、女性の人権保障の国際基準として、条約の実効性を確保する上で重要な役割を果たすことが期待されています。 今年、世界経済フォーラムが発表した「ジェンダー・ギャップ指数2024」では、日本は146か国中118位と低い状況にあり、男女平等社会の実現に向けたさらなる取組が急務となっています。 10月17日、ジュネーブで開催された国連女性差別撤廃委員会において日本の女性政策が対面審査されました。29日、同委員会から、日本政府が早期に選択議定書を批准するよう、勧告が出されました。2003年、2009年、2016年に続き4回目です。第5次男女共同参画基本計画では、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としています。この後押しをするために、今、地方議会から声を上げることは大変意義深いと考えます。 【陳情事項】 四国中央市議会として、国に対し、司法制度や立法政策との関連課題等が解決されるよう環境整備を進め、速やかに女性差別撤廃条約の選択議定書を批准することを求める意見書を提出すること。			
結 果			